

ドリームハーツバレーボールクラブ 規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本チームは、ドリームハーツバレーボールクラブ（以下「ドリームハーツ」とする）と称し、略称を「ドリハ」とする。

(事務局)

第2条 ドリームハーツは、事務局を置く。
2 事務局は、原則として代表所在地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 ドリームハーツは、岐阜県におけるバレーボール組織の団体として、バレーボールを愛好する仲間と、共に楽しむ喜びや、より高い技能の向上が図れる機会を提供し、青少年の健康増進・体力の向上と健全育成、及びバレーボールの普及発展を図り、従来の学校単位での枠組を取り払い若年層の競技人口の拡大推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 ドリームハーツは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ヤングクラブバレーボール大会への参加
- (2) 中学校部大会への参加
- (3) 交流会を開催し、指導普及の場を設ける
- (4) バレーボールに関するすべての活動
- (5) その他、審判に関わる活動など

第3章 組織

(組織及び構成員)

第5条 ドリームハーツは、岐阜県内のヤングクラブバレーボールへの所属、中学校部への所属をし、個人の所属をもって構成する。

(カテゴリー)

第6条 ドリームハーツに次のカテゴリーを置く。

- (1) 岐阜県ヤングクラブバレーボール連盟所属「岐阜ドリームハーツヤングバレーボールクラブ」男女
- (2) 岐阜県中学校部所属「ドリームハーツバレーボールクラブ」男女
- (3) ビーチバレー連盟所属「ドリームハーツビーチバレークラブ」男女
- (4) それぞれに練習生制度を設ける（男女）

2 練習生とは、各学校部活動、スポーツ少年団、または諸活動を優先する選手とする。

(登録)

第7条 それぞれの加盟組織団体に所属するための申請を毎年度おこなう。

第4章 役員

(役員種別)

第8条 ドリームハーツに次の役員を置く。

- (1) 代表（浦田貴普） 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 保護者代表 男女各1名
- (4) チーム会計 男女各1名

(役員選出)

第9条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 代表は変わらないが、不慮の事故等、代表が困難な場合は、役員で代理を選定する。
- (2) 会計は、保護者の中から選出し、代表が決定する。
- (3) 保護者代表は、保護者の中から選出し、代表が決定する。
- (4) チーム会計は、保護者の中から選出し決定する。

(職務)

第10条 役員の業務担当は、次の通りとする。

- (1) 代表は、ドリームハーツの象徴であり、チームのすべてに関して意見を述べることができる。
- (2) 保護者代表は代表を補佐し、代表が欠けたとき又は代表に事故がある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、ドリームハーツの会計事務を執行する。
- (4) チーム会計は、各チームの会計事務を執行する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、1年とし、選任された日以後に最初に到来する10月1日をもってその始期とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第9条に基づき、後任者を選出する。この場合に選出された後任となる役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第5章 会議

(会議)

第12条 ドリームハーツに次の会議を置く。

- (1) 役員会
- (2) 保護者会

(保護者会)

第13条 保護者会は、保護者で組織し、必要に応じて代表が招集する。

- 2 保護者会は不定期で開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 役員の選出及び解任
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 月の活動について

(役員会)

第14条 役員会は、以下のものによって組織し、必要に応じて代表が招集する。

- (1) 代表
 - (2) 会計
 - (3) 保護者代表
 - (4) チーム会計
- 2 役員会は不定期に開催され、代表が招集する。

第6章 会計

(会計)

第15条 ドリームハーツの経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 本部員 月会費 5,000円
- (2) ヤング生、練習生 平日200円 土日500円
- (3) スポンサー料

(4) その他

(事業年度)

第16条 ドリームハーツの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 役員は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第17条 ドリームハーツの規約は、平成19年 4月 1日からこれを施行する。

附 則 (平成19年4月1日改正)

この改正規定は、平成19年4月1日より施行する。

附 則 (令和6年4月1日改正)

この改正規定は、令和6年4月1日より施行する。